

電気自動車用充電インフラ整備促進補助金 【Q & A】

長野県環境部ゼロカーボン推進室

	質問	回答
1	国の補助金を申請していませんが、この補助金の対象となりますか。	県の補助金を申請するためには、国の補助金の交付決定が必要です。必ず国の補助金の申請を行い、交付決定を受けてください。
2	どんな充電設備でも補助金の対象となりますか。	経済産業省 の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象設備を対象としています。詳しくは補助金執行者のホームページをご確認ください。 【一般社団法人次世代自動車振興センター】 http://www.cev-pc.or.jp/
3	補助対象は急速充電設備のみですか。	補助対象は急速充電設備のみです。 普通充電設備は補助金の対象とはなりません。
4	既に国の補助金の交付決定を受け充電設備の設置に着手していますが、補助金の対象となりますか。	国の補助金の交付決定を受け、充電設備の設置に着手している場合であっても、県の補助金の対象となります。交付申請の際に「事前着手届」（様式第 4 号）を提出してください。ただし、国の補助金の交付の決定を受けた日から起算して 30 日以内又は令和 6 年 12 月 27 日のいずれか早い日までの申請が必要です。
5	既に国の補助金の額の確定を受け、充電設備の設置が完了していますが、補助金の対象となりますか。	国の補助金の額の確定前に県へ交付申請を行う必要があるため、国の補助金の額の確定後に申請はできません。
6	設置済み充電設備の更新（入替え）は補助金の対象となりますか。	対象となります。ただし、入替え後の充電設備は既設充電設備よりも出力の高いもの又は充電口数が増加するものになる必要があります。
7	リース契約により充電設備を設置しますが、補助金の対象となりますか。	リース契約に基づき充電設備を設置する場合も、県の補助金の対象となります。 この場合、補助金の申請者はリース会社となり、補助金はリース会社に支払われます。
8	市町村の補助金と併用で	県の本補助金は市町村の補助金との併用を制限していま

	きますか。	せん。ただし、市町村の補助制度によっては国、県の補助金との併用を制限している場合がありますので、詳細は市町村にご確認ください。
9	補助金を受けて充電設備を設置した後、当該設備の譲渡・処分の必要が生じた場合はどうすればよいのですか。	財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県（ゼロカーボン推進室）にご相談ください。
10	国補助金の交付申請時に一般社団法人次世代自動車振興センターの次世代自動車振興センターオンライン申請システムを利用して、アップロードした必要書類一式の写しとは具体的にはどのようなものですか。 （実績報告時も同様）	オンライン申請システムにおいて、アップロードしたファイル一式を提出してください。 【提出書類の例】 ・申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等） ・充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。） ・充電設備の設置工事に係る見積書（内訳書含む。） ・要部写真 ・設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図（全てA3サイズ）
11	国補助金の交付申請時に一般社団法人次世代自動車振興センターの次世代自動車振興センターオンライン申請システムを利用して、入力した申請データとは具体的にどのようなものですか。 （実績報告時も同様）	オンライン申請システムを利用して申告した内容がわかる以下の書類を提出してください。 ①設置場所区分（例：（目的地充電）商業・宿泊施設）を入力した箇所のキャプチャ（スクリーンショット） ②設置工事費等の区分ごとに申告した額がわかる書類（例：充電設備等設置工事申告（帳票データ））

上記の他、不明な点等がございましたら、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室までお問い合わせください。